

(案)

第2次ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

【恵那市教育大綱】【恵那市教育振興基本計画】

～ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育～



令和8年3月
恵那市教育委員会

第2次ふるさと・ひとそだて 恵那プラン
【恵那市教育大綱】【恵那市教育振興基本計画】

－ 目 次 －

市長あいさつ

はじめに

序 章

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画策定のポイント（上位計画との関連）
4. 計画の期間
5. 恵那市の教育における現状
6. 恵那市の教育における課題

第2章 基本構想

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 関連する諸計画のポイント
4. 計画の体系

第3章 基本計画

- 基本目標1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む
- 基本目標2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む
- 基本目標3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む
- 基本理念の実現に向けて

第4章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理と見直し

資料編

1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会
2. 計画策定の経過

市長あいさつ

はじめに （教育長）

序 章

＊３つの柱

急速な少子化の進行により、社会の弱体化が進んでいます。それによる地域コミュニティの崩壊も心配されています。また、急速に社会のデジタル化が進み、便利さはあるものの、その陰に個々の能力の低下も潜んでいます。

今後も、これまでのように豊かな社会生活を送っていくためには、このような急激な社会情勢の変化に流されず、うまく適応し、たくましく生き抜くことが求められます。そして、人のつながりを維持し、社会を持続可能なものにしていく必要があります。

そのために大切なことは、それを可能にする人材の育成です。つまり、教育です。

人が優れた人間に育つためには、身に付けなければならない力はたくさんありますが、目まぐるしく変化する社会に適応でき、たくましく生き抜く力（ひとづくり）と社会を維持、創造できる力（まちづくり）の側面から身に付けなければならない力を明確にして、その力の育成に重点を置いた教育活動を進めていくことが大切になります。

一方で、教育を進めるうえで、国は国の実態に応じ、県は県の実態に応じ、市は市の実態に応じ、特に力を入れたい見方や方法など（特色づくり・・・特色ある視点・力点）があります。国の教育振興基本計画では、計画遂行の視点として「ウェルビーイング」という概念を導入しています。県の教育振興基本計画では、岐阜県の県民性からみて「創造力」という力に焦点を当てています。市の総合計画では、「活力あふれる」という柱を基本構想に位置付けています。このようにその計画の実態に応じた特色ある視点・力点の柱も計画を推進する上で大切なことです。

これらの「ひとづくり」、「まちづくり」、「特色づくり」の３つの柱は教育関係の計画を作る上でも、複数の教育計画をつなげて考える上でも、とても大切なものになります。

教育基本法の第１７条第２項では、地方公共団体は国の作る教育振興基本計画を基（参酌して）に各自治体の教育振興基本計画をつくるよう求めています。しかし、それぞれの計画は焦点を当てるところが異なるので、なかなかつなげてみるのが難しいところがあります。しかし、「ひとづくり」「まちづくり」「特色づくり」の３つ柱で眺めてみると、ほとんどの計画がつながってみえてきます。

＊ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

市の総合計画は今回の改定で、広く市民に親しまれる計画とするために愛称を「恵那市未来ビジョン２０４５」としました。

本計画も以前より「ふるさと・ひとそだて 恵那プラン」と名付けられており、広く市民に親しまれるというような願いが込められています。「ふるさと」という文言の中には、（まちづくり）と（特色づくり）が含まれていて、「ひとそだて」の文言は（人づくり）に通じるものがあります。つまり、恵那市教育振興基本計画（教育大綱）の愛称にも、上述した３つの柱がしっかりと息づいています。

注)

「ひとづくり」：困難な状況の中でも、独り立ちできる個の能力・・・例えば、自立力や忍耐力など（獲得的能力）

「まちづくり」：他人と協力できる能力、お互い意思疎通などができる個の能力・・・例えば、協調性や協力性など（協調的能力）まち（社会）づくりに必要な個人の能力

「特色づくり」：その地域で、特に力を入れて育みたい個人の能力や見方や取り組み

教育で目指すものは、あくまでも、個の能力の向上です。

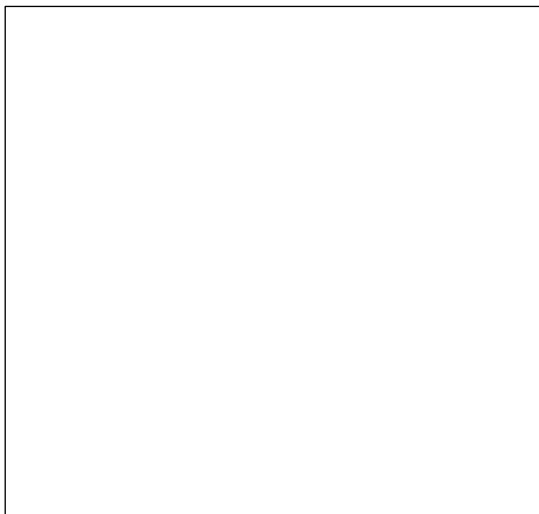


恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画策定のポイント（上位計画との関連）
4. 計画の期間
5. 恵那市の教育における現状
6. 恵那市の教育における課題

1.計画策定の趣旨



平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。併せて、教育行政における国と地方公共団体との役割分担、教育振興基本計画の策定などについても規定されました。

国においては、目指すべき教育の姿と総合的かつ計画的に取り組むべき施策をまとめ、平成 20 年 7 月に「教育振興基本計画」、平成 25 年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」、平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」、そして令和 5 年 6 月に「第 4 期教育振興基本計画」が策定されています。

岐阜県においては、県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方向や推進すべき具体的な施策を明らかにする計画として、平成 20 年 12 月に教育振興基本計画にあたる「岐阜県教育ビジョン」が策定されました。平成 26 年 3 月に「第 2 次岐阜県教育ビジョン」、令和元年 3 月に「第 3 次岐阜県教育ビジョン」、そして令和 6 年 3 月に「第 4 次岐阜県教育振興基本計画」が策定されています。

恵那市では、これまで、国と県の教育振興基本計画を参酌し、恵那市総合計画に基づいて、市の教育施策を推進してきました。中でも、恵那市は平成 23 年 3 月に生涯学習都市宣言をし、生涯学習の推進に力を入れてきました。また、持続可能な社会の実現に向けての取り組みを強化し、令和 4 年 12 月には、国から SDGs 未来都市の指定もいただきました。このように生涯学習の充実を図り、持続可能な社会の実現を目指す中で、市民ひとり一人がライフスタイルに応じて明るく健康で活力のある生活を送ることができるよう取り組んできました。

しかし、急激な少子高齢化による地域社会の弱体化などにより教育をめぐる課題もますます複雑化・多様化しており、それらの課題に的確に対応するための取り組みがさらに求められるようになってきました。

そこで、本市では平成 28 年 3 月に、時代や社会の変化に応じた教育を推進するため、上述したように持続可能な社会実現を目指す教育の基本理念や基本目標を設定して、その実現に向けて具体的な施策を明示した「恵那市教育振興基本計画」を策定しました。そして、令和 3 年に計画を見直し、後期計画を策定してきたところです。

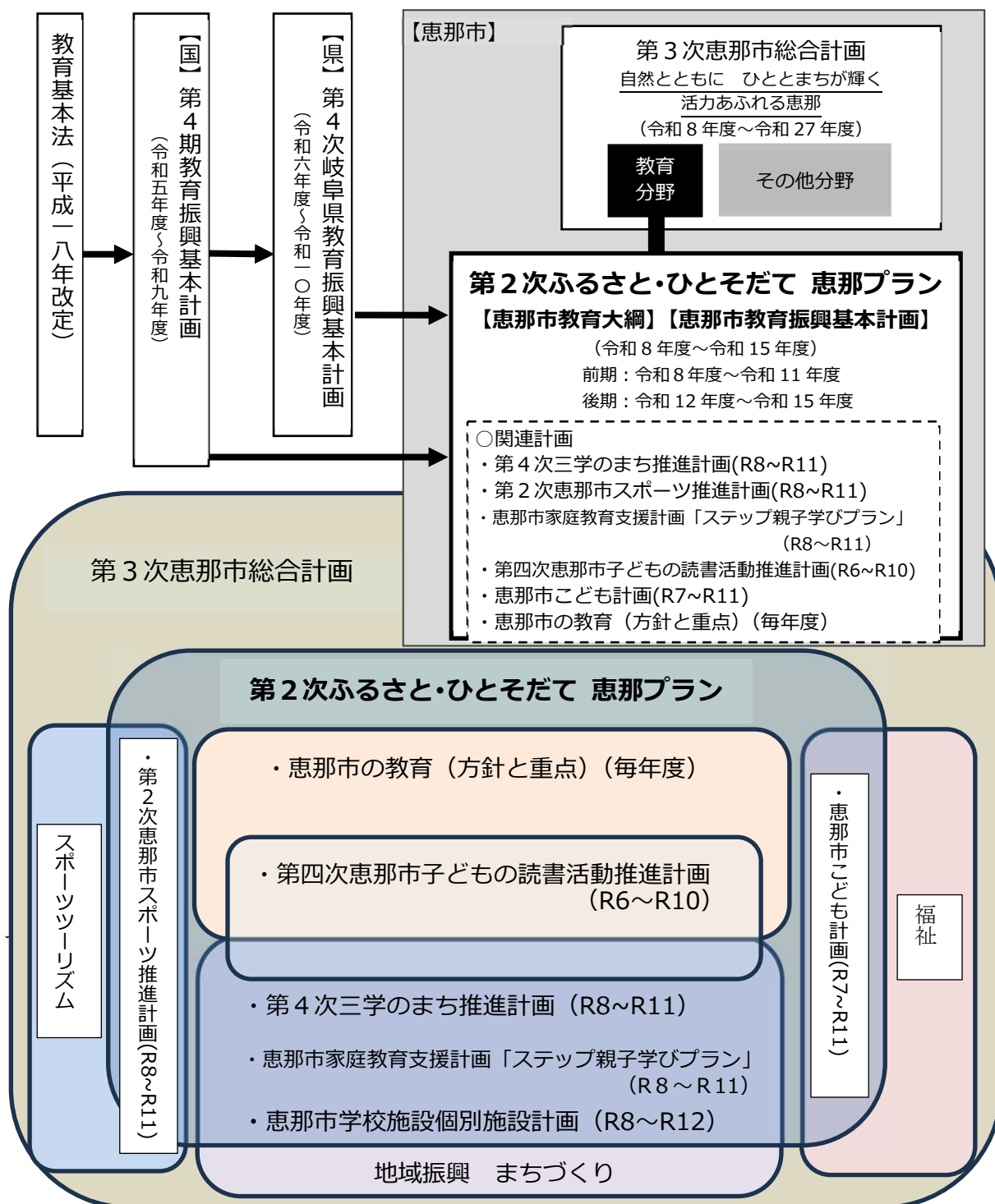
このたび計画期間の終了にあたり、進捗確認と課題の抽出などを行い、さらなる教育の充実・発展のため第 2 次教育振興基本計画（教育大綱）（ふるさと・ひとそだて 恵那プラン）を策定しました。



2. 計画の位置付け

本計画は、次の3点に基づき策定するものです。

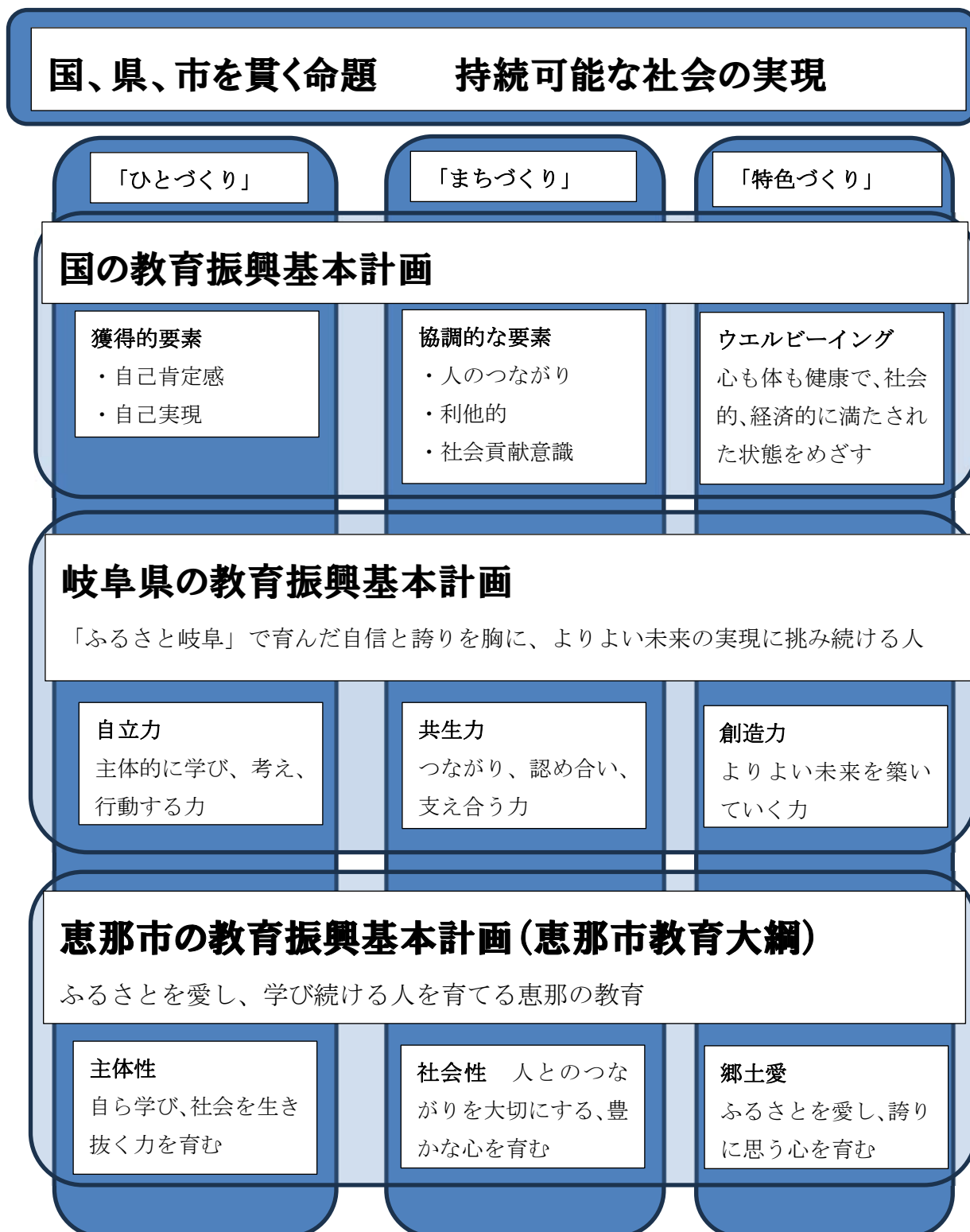
- ① 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、恵那市教育委員会が定める「恵那市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ② 国や岐阜県の教育振興基本計画を参酌しながら策定するものです。
- ③ 「第4次恵那市総合計画」に基づく本市の教育分野のマスタープランとなるものであり、教育分野の関連計画を包括的・一体的に推進するための計画です。



3. 計画策定のポイント(上位計画との関連)

国、県、市の教育振興基本計画の関連

序章で紹介しました3つの柱、「ひとづくり」、「まちづくり」、「特色づくり」の3つの柱の向上が必要とされています。この見方は、国、県、市も同様で、その視点で計画のつながりを見ることができます。



(1) 上位計画のポイント

① 教育基本法 第17条

1. 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2. 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本条は、政府が教育振興のための基本計画を定めること、地方公共団体はその基本計画を基にして地域に応じた基本計画を定めることを規定しています。

この規定に基づいて国は教育振興基本計画を岐阜県は県の教育振興基本計画、恵那市は市の教育振興基本計画・市教育大綱（ふるさと・ひとそだて 恵那プラン）を策定しています。

② 国の教育振興基本計画

「人材の育成」という人に目を向けた視点と「教育の推進」という教育に目を向けた視点、「社会の実現」という社会に目を向けた視点で基本的な方針が掲げられています。さらに、教育デジタルトランスフォーメーションという現代の流行も視野に入れて基本的目標が設定されています。

あるべき人の姿、あるべき教育の姿、あるべき社会の姿、そして対応すべき喫緊の課題を盛り込んだ視野の広い基本的な計画です。

この国の計画においても、自己肯定感や自己実現を目指す獲得的要素を柱とする「ひとづくり」と人のつながり、利他的、社会貢献意識を目指す協調的な要素を柱とする「まちづくり」が位置づけられています。そして、新たに取り入れられたウェルビーイングの視点です。このウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに個人をとりまく場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態にあることも含む包括的な概念です。このウェルビーイングの状態の向上を目指すことを「特色づくり」としています。

「第4期教育振興基本計画」に示される教育政策の5つの基本的方針

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されずすべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

出典：文部科学省「第4期教育振興基本計画」を基に作成

③ 県教育振興基本計画

岐阜県教育振興基本計画

目指す人間像 「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人
育みたい力 「自立力」「共生力」「創造力」

岐阜県では社会の現状と変化を国と同様にきびしい状況ととらえ、早急な対応を考えなければならないという認識です。しかしながら、そのような状況だからこそ、これからの子ども達には、視野を広げ、主体的に変化や課題に向き合う中で、人と人とが結びつき尊重し合い、協働しながらよりよい未来の実現に向かって前進していく力が求められていると考えられています。

目指す人間像と育みたい力を上記のように定め、4つの施策と28の具体的な施策を定め取り組んでいます。育みたい力としては、「自立力」は「ひとづくり」にあたり、「共生力」が「まちづくり」につながり、「特色づくり」として「創造力」が挙げられています。この「創造力」は数ある能力のうちから岐阜県の県民性を考え、設定されたものであると考えられます。

また、特出すべきところは、「持続可能な社会の実現」が目指す目標であることは、国と同じくするところであり、SDGsの目標も施策に積極的に取り入れているところです。

基本目標の具体的な施策は、知、徳、体の側面からとらえなおし、より具体的な施策が組み込まれています。

(2) 恵那市の教育に関わる諸条件

① 恵那市総合計画

20年後の将来像 自然とともに ひととまちが輝く 活力ある恵那

基本構想 ひとが輝く まちが輝く 活力あふれる ー自然とともにー
基本方針 ①未来を担うひとを育む ②安心・健康に暮らせる
③安全・快適に暮らせる ④活力・魅力を生み出す

市教育振興基本計画は市の教育大綱としても位置付けられており、市総合計画の教育分野に基づく教育関連の各計画のマスタープランです。つまり、総合計画と各部署の教育関連計画をつなぐ重要な計画です。

恵那市には豊かな自然や歴史、文化、そして人間性豊かな市民、そしてこれまでこのまちを築きあげてきた多くの先人がいます。こうした地域資源を生かすことが、恵那市を発展させていくことにつながります。総合計画は、4つの基本方針「未来を担うひとを育む」「安心・健康に暮らせる」「安全・快適に暮らせる」「活動・魅力を生み出す」を設けています。その中の教育関係は「未来を担うひとを育む」の領域に該当しますが、恵那市独自の地域資源を有効に生かした教育の実現を掲げています。こうした趣旨は、教育振興基本計画の3つの柱の中の「郷土愛」に生かされ、大切にしているところです。

総合計画は、「取り組む施策」を中心に計画が構成されていますので、「身に付けさせたい力」という教育計画の視点で関連付けたのが、次の表です。

恵那市総合計画の教育分野

将来像

自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那

基本方針

基本方針 1
未来を担うひとを育む

基本方針 2
安心・・・

基本方針 3
安全・・・

基本方針 4
活力・・・

取組の柱

取組の柱 1
こども・子育て支援
の充実

取組の柱 2
保育・教育環境の充
実

取組の柱 3
生涯学習・文化・ス
ポーツ活動の振興

取 組

基本目標 1
主体性

基本目標 2
社会性

基本目標 3
郷土愛

基本理念の
実現に向け
て

ライフステージに応じた切れ目ない支援（幼児教育課・学校教育課）

こどもの将来を支える環境整備（幼児教育課・学校教育課）

支援が必要なこどもや子育て家庭への支援（幼児教育課・学校教育課）

幼児教育・保育の充実
（幼児教育課）

学校教育の充実
（学校教育課）

教育・保育環境の整備
（教育総務課・幼児教育課）

スポーツ振興の推進
（スポーツ課）

文化振興の推進
（文化課）

生涯学習の推進
（社会教育課）

恵那市教育振興基本計画

② SDG s との関連

今、社会の存続の危機と言われていますが、顕著な現象として下記のことが挙げられます。

- ① 将来の予測が困難なVUCA^(※)の時代・・・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性のある時代
- ② 少子化、人口減少、高齢化
- ③ 地球規模の課題・・・地球温暖化、格差社会の時代
- ④ 低い労働生産性、学ばない社会人
- ⑤ 国や社会に対する意識の低下

これらは、国の教育振興基本計画に示されている課題ですが、県や市においても避けては通れない課題です。このことは世界的な課題でもあり、国連でも持続可能な社会の実現のために「17の達成目標SDG s」を掲げ、その実現に各国が取り組むよう勧めています。

岐阜県の教育振興計画（岐阜教育ビジョン）の中にもSDG sを色濃く位置づけ、各施策において強く印象付けています。恵那市においても、強く意識した施策が進められ、令和4年12月に「SDG s未来都市」の指定を受けています。市の総合計画においても、SDG sを大切に位置づけています。

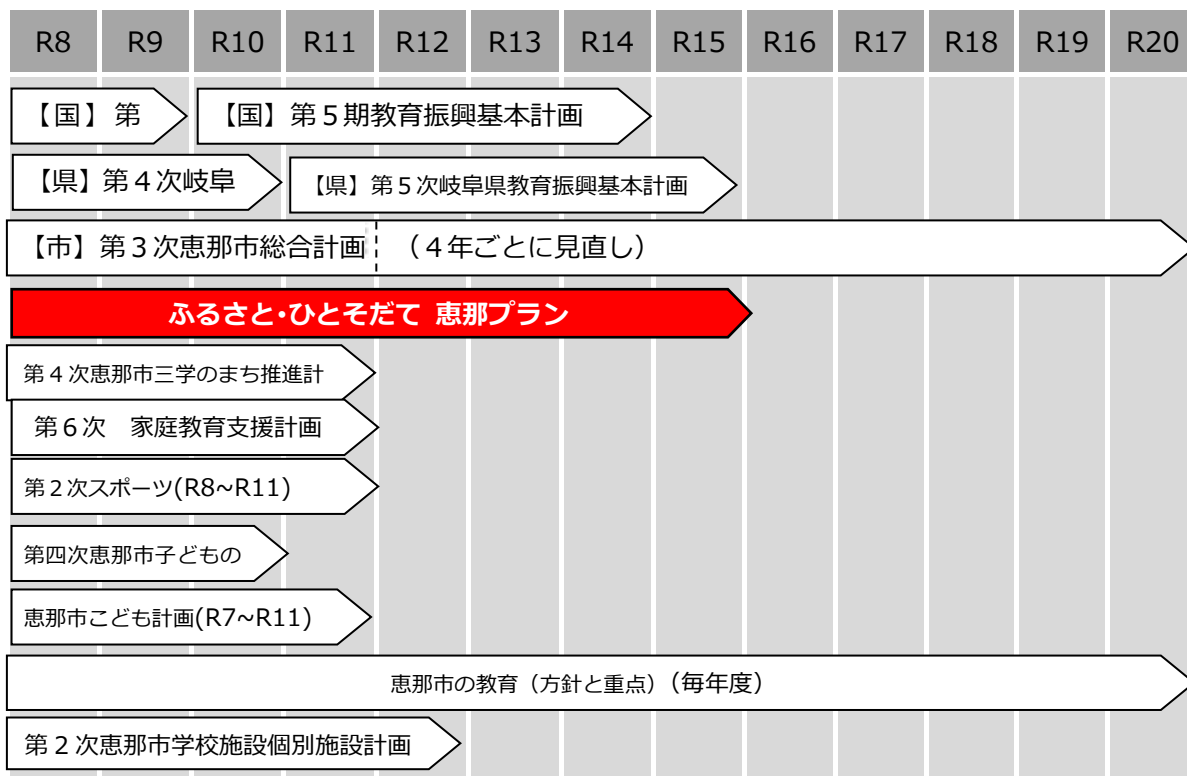
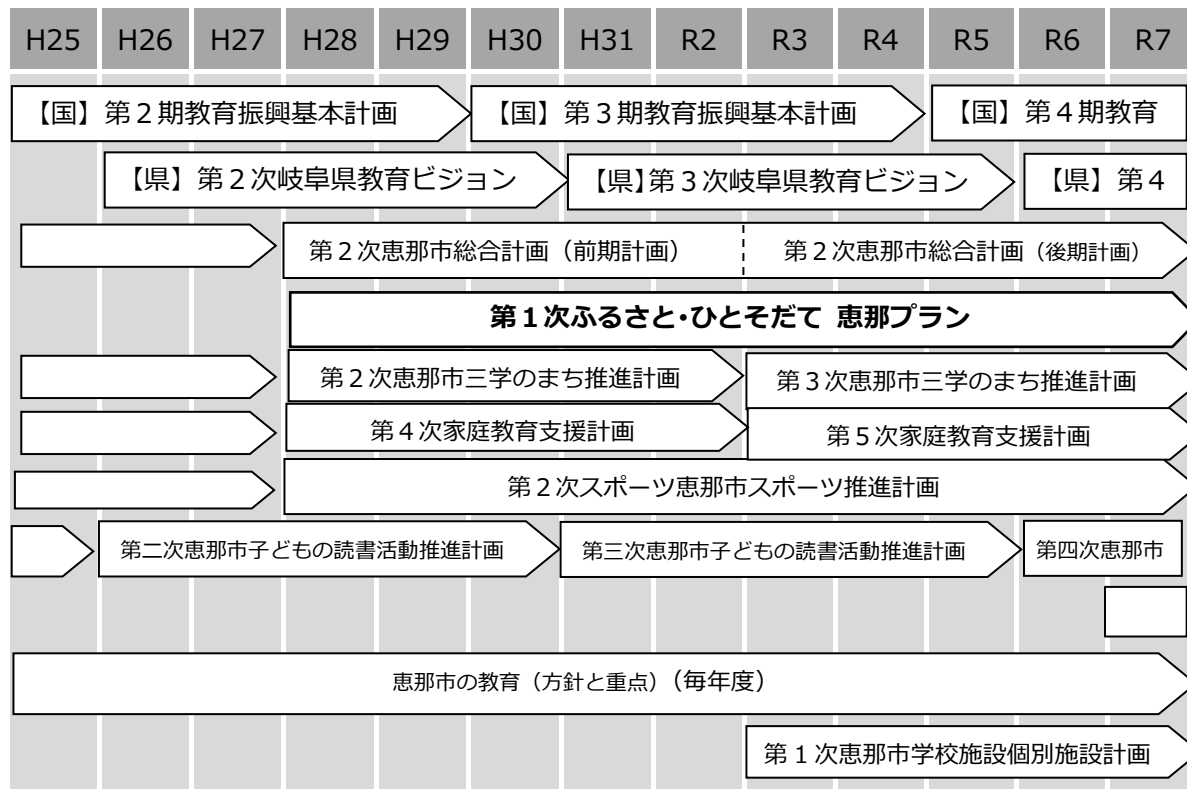
SDG s の第2次教育振興基本計画（教育大綱）における位置づけ

基本目標 1 主体性	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	
基本目標 2 社会性	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 
基本目標 3 郷土愛	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 
基本理念 の実現	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	

(※) VUCA・・・Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を組み合わせた造語で、将来の予測が困難な状態を表します。

4. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。令和8年度から令和11年度を前期計画期間とし、中間年である令和11年度に見直しを行い、令和12年度から令和15年度を後期計画とします。



5. 恵那市の教育における現状

6. 恵那市の教育における課題

恵那市として、主体性、社会性、郷土愛を持ち合わせた人を育てることこそが、これからの混沌とした世の中を力強く生き抜くことにつながることは前述したとおりです。

前項で浮き彫りにした恵那市の教育の現状をもとに、この3つの視点で、教育に関わる課題を明確にすると次のように整理できます。

視点	主な課題
主体性	○子どもたちが、自己肯定感や達成感、挑戦する意欲を持てるような教育が求められています。 ○幼児教育・学校教育の充実や読書などをきっかけにして学ぶ習慣を付け、生涯を通して学び続ける人の育成が求められています。 ○自然体験、交流体験などで成功体験を経験させるなど、体験学習の機会の充実が求められています。
社会性	○人のつながりをつくり、まちづくりを推進するために、地域の文化・芸術活動、運動・スポーツ活動を充実させていくことが求められています。 ○社会全体で、社会性や協調性を有した豊かな心を持った人材を育成することが求められています。 ○こども園や小中学校だけでなく、子どもが自立できるよう、まち全体で子どもの教育を支えていくことが求められています。
郷土愛	○地域の学習拠点、交流拠点としての、コミュニティセンター等の利活用の推進が必要です。 ○文化・芸術活動団体の活動の活性化を図り、恵那市の歴史・文化の魅力を発信するとともに、保護・継承を推進する必要があります。 ○郷土の先人たちの生き方や郷土への想いに触れる機会を充実し、同じ郷土に育ったものとして、郷土に愛着と誇りを持たせることが大切です。 ○人や地域とのつながりを大切にし、故郷を誇りに思う心や家族の大切さを理解する心を育んでいくことが求められています。
その他	○小中学校教育において、子どもたちの豊かな心を育むとともに、教職員の資質・指導力の向上に力を入れていくことが求められています。 ○社会におけるICT（情報通信技術）の進展は著しく、学校教育はもとより、全ての年代でICTを活用した学びを推進していく必要があります。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第2章 基本構想

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 市教育関連計画のポイント
4. 計画の体系

1. 基本理念

ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる 恵那の教育

これまで本市では、市民が自分の生まれた地域に誇りと愛着を持ち、変化の激しい社会を生き抜く確かな学力と、望ましい人間関係を築く力を身に付け、夢や目標に向かって挑戦し、人生を切り拓くことのできる市民を育てることを目指して、幼児教育および学校教育、社会教育等に取り組んできました。

【現状】

しかし、少子化、人口減少、高齢化が予想以上に激しく、その変化に対応しきれないようになってきています。とりわけ人のつながりが希薄となり、過疎地域を中心に地域社会の崩壊が危惧されるようになってきました。

民間の調査では、将来消滅する可能性のある自治体として名前が挙がっています。

【課題】

このような状況から市民一人一人の力を高め、人のつながりを強める力を身に付けさせる教育の実現が喫緊の課題です。

具体的には、3つの柱から見て、

○「ひとづくり」の柱では、自己肯定感や達成感、挑戦する意欲を持てるような教育が求められています。(主体性)

○「まちづくり」の柱では、社会性や協調性を有した豊かな心を持った人材を育成することが求められています。(社会性)

○恵那市は、豊かな自然と歴史的遺産や文化的遺産に恵まれています。この地域資源を有効に活用し、地域の人々のつながりや自然等の地域資源を活かすこと、このことが恵那市の教育がもっとも大切にしたい「特色づくり」です。(郷土愛)

○現在の流行として、社会におけるICT(情報通信技術)の進展は著しいものがあります。学校教育はもとより、すべての年代でICTを活用した学びを推進していく必要があります。幸い恵那市は他に先がけてハード面の整備をし、ソフト面も先進的な取り組みを続けています。これを活かしさらに充実していくよう取り組んでいきます。

【基本理念】

これらを踏まえ、本市では、市民一人一人の心に三学の精神が息づき、“主体性”“社会性”“郷土愛”の3つの力を生涯にわたって身に付けていく、「ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育」を計画の基本理念とします。

2. 基本目標

基本理念の設定理由の3つの要素、「主体性」「社会性」「郷土愛」が基本目標です。

基本目標1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む（主体性）

グローバル化や情報化の進展、コロナ禍など、多様で変化の激しい社会を生き抜くためには、一人ひとりが幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力が求められます。

【本市での方向性】

本市では子どもたちの自己肯定感や達成感、挑戦する意欲の醸成が教育の今後の課題として挙げられます。幼児教育・学校教育の充実や読書活動の推進による学びの習慣化、また、自然体験や交流体験等の体験学習の中で成功体験を経験させることなどにより、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育む教育を推進します。

基本目標2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む（社会性）

持続可能で活力のある地域社会は、さまざまな人々とのつながりや支え合いを形成することで実現されます。また、こうした人々との関わりの中で、個人の社会性が培われるとともに、さまざまなアイデアが生まれ、地域社会のさらなる発展を促すこととなります。

【本市での方向性】

本市では、生涯学習による“人づくり”を通じた“まちづくり”を目指しています。地域の文化・芸術活動、運動・スポーツ活動の充実等によって、地域や人とのつながりを大切にする、社会性や協調性を持った豊かな心を育む教育を推進します。

基本目標3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む（郷土愛）

第3次恵那市総合計画では、「自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那」をまちの将来像として掲げています。こうしたまちを築いていくためには、市民一人ひとりがふるさとへの愛着と誇りを持ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心を育むことが重要です。

【本市での方向性】

郷土の先人たちの生き方や郷土への想いに触れる活動の充実、地域の学習・交流拠点としてコミュニティセンター等を活用した地域づくり活動の推進や伝統文化・芸術の伝承等により、生まれ育ったふるさとを愛し、誇りに思う心や家族を大切にする心を育む教育を推進します。

3. 市教育関連計画のポイント

① 第4次恵那市三学のまち推進計画

恵那市の生涯学習

* 三学の精神

三学の精神とは、郷土の先人佐藤一斎の「社会に役立つ有為な人になろうとの高い志を抱いて学び続ければ、その精神は朽ちることがない。より良い自分を目指して生涯学び続ける人は、いつまでも人の心に残り、その精神や志は引き継がれていく。」という教えであり、生涯学び続けることの大切さを説いたものです。

下の文言は、人生を3つのライフステージに分け、それぞれのステージでの学びが大切であることを説いたものです。3つに分けたことから「三学戒」と呼ばれています。

三学の精神（佐藤一斎言志晩録 60 条）

少にして学べば 則ち壮にして為す有り 壮にして学べば 則ち老いて衰えず 老いて学べば 則ち死して朽ちず

【三学の文言の由来】

上記のように生涯を通して学ぶことを恵那市では「三学」という文言でよんでいます。そして、生涯学習に関わることを以下のように「三学」という冠をつけてよんでいます。

* 三学のまち

三学の精神を理念に、子どもから高齢者まで、みんな学んで幸せになろうと生涯学び続けるまち

* 市民三学運動

恵那市の生涯学習をいいます。

* 市民三学委員会

恵那市の生涯学習を推進するために、必要な協議を通して推進をしていく委員会（社会教育委員会とは異なります。）

* 市民三学地域委員会

恵那市には13地域あり、それぞれに地域の生涯学習を推進していくために市民三学地域委員会が設けてあります。この委員会を通して、各地域の生涯学習が進められています。事務局は、各地域のコミュニティセンターにあります。

* 恵那市三学のまち推進計画

市民三学運動を推進するための計画

第4次恵那市三学のまち推進計画は、「学ぶことは幸せなり」と、生涯学び続けることの大切さを説いた郷土の先人、佐藤一斎の「三学の精神」を理念として、市民みんなで取り組む生涯学習「市民三学運動」を実践するための計画です。

「子どもから高齢者まで、みんな学んで幸せになろう」これが郷土の先人佐藤一斎の三学の精神です。

計画では、この三学の精神を理念として生涯学習のまちづくりを進めるために、「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで活かす」の3つの柱の基に、読書に親しみ、学びをひろげ、学んだことを地域社会に活かす「市民三学運動」を推進することとしています。

平成23年4月には、恵那市は「生涯学習都市宣言」をして生涯学習を核にしたまちづくりを進めています。

教育振興基本計画の3つの柱から見ると、「求めて学ぶ」が「自主性」に関連し、「学んで活かす」が「社会性」、そして、「書に学ぶ」が「特色づくり」につながり、まさに教育振興基本計画を具現するための中核となる計画です。

② 第6期恵那市家庭教育支援計画

（ステップ親子学びプラン～生まれた命が次の命を育むまでに～）

家庭は、すべての教育の出発点であり、新たな時代を主体的に生き抜く能力、意欲、個性を培うところです。そのためにも、子育てをしている親やこれから親になる人が、家庭教育の役割と重要性を認識し、実践的な教育力を高めていくことが必要です。この計画は、「第3次恵那市総合計画」に基づき、「恵那市教育振興基本計画」（ふるさと・ひとそだて恵那プラン）」との連携、「恵那市こども計画」といった関連計画との整合性を図りながら作成されています。乳幼児期から青年期までを見通した家庭教育の全体像を示し、子供たちの幸せを願いながら、心豊かに生きる力をはぐくみ、恵那市を支え、次世代を担う人材の育成を目指すことを目的として「恵那市三学のまち推進計画」の中に「恵那市家庭教育支援計画」を位置づけています。

この計画では、「恵那市教育振興基本計画」にある「家庭教育支援」の取り組みをもとに、さらなる関係機関が連携できる詳細な計画として「親の学びの場」「こどもの学びの場」を提供する計画として策定されています。

③ 恵那市スポーツ推進計画

恵那市スポーツ推進計画は、本市のスポーツ活動の推進およびスポーツ環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。「スポーツ」を勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、ウォーキングや散歩、体操などの身体活動を含む「運動・スポーツ」として幅広くとらえています。市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じて、日常生活の中で主体的に運動・スポーツに親しみ、明るく健康で活力のある生活を送ることが重要です。計画では、運動・スポーツの効果を「健康づくり」「子どもの健全育成」「コミュニティづくり」「観光交流」「競技力向上」に大別してあります。この5つの効果を運動・スポーツ推進の基本方針として、運動・スポーツを通じて一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすことのできる持続可能で活力ある健幸都市を築いていきたいという思いから、基本理念を「ス

ポーツで健幸まちづくり 恵那」としました。教育振興基本計画（教育大綱）の体づくり、体力づくりを支える計画です。

基本方針	めざすまちの姿
健康づくり	市民一人ひとりが、身近な場所や自身の生活様式に合わせて、楽しみながら生き生きと健康づくりに取り組むまちをめざします。
子どもの健全育成	乳幼児期から身体を動かし、子どもたちが身体を動かす楽しさを学ぶとともに、豊かな人間性と社会性を育み成長できるまちをめざします。
コミュニティづくり	運動やスポーツを通じて人と人がつながることで絆が生まれ、安心して快適に暮らせるコミュニティと故郷への誇りと愛着が育まれるまちをめざします。
スポーツツーリズム	豊かな自然や歴史・文化を生かしたスポーツ交流によって、活気や賑わいに満ちた魅力あふれるまちをめざします。
競技力向上	スポーツに挑戦する楽しみ、達成する喜びが分かち合え、恵那から生まれた一流選手が世界を舞台に活躍し、子どもたちに夢と希望をもたらすまちをめざします。

④ 第四次恵那市子どもの読書活動推進計画

第四次恵那市子ども読書活動推進計画は、子どもたちが読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を養い、さらに高いコミュニケーション能力、自ら考え自ら行動していく力を身に付けるなど、生涯学び続ける基礎をつくるため、子どもたちの読書に親しむ環境づくりを進めることを目的とした計画です。

計画では、基本理念を「えなっこ育む豊かな感性、本でつながるコミュニケーション」とし、「子どもが読書に親しむ機会の提供」、「子どもをとりまく読書環境の整備」、「子どもの読書活動を推進するための人材育成」という3つの基本目標に基づき、子どもの発達段階に応じた取り組みにより、読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の形成に努めていきます。

恵那市三学のまち推進計画の基本目標の一つである「書に学ぶ」の子どもの時期の取り組みを具体的に定める重要な計画です。

⑤ こども計画

本計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画であり、こども・若者への支援や貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援等について、必要な施策を展開していくための「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策の解消に向けた計画」を内包するものです。また、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定し、こども・若者・子育て支援にかかる総合的な計画として推進します。

⑥ 恵那市の教育（方針と重点）

恵那市の教育は、「恵那市教育大綱」や「恵那市教育振興基本計画」で策定された基本理念や基本目標を踏まえて、小中学校やこども園での「指導の方針」を定めるとともに、「具体的な施策」を踏まえた「指導の重点」を定めるものです。

発達段階に応じた指導を実施するために、学校とこども園は、基本理念や基本目標、付けたい力が共通していることで、一貫性をもたせ途切れない教育の実現につなげています。

恵那市の教育は、毎年方針と重点を定めることで年度ごとの県の施策や教育現場の実態などを踏まえることができるものにしています。

⑦ 恵那市学校施設個別施設計画

この計画は、学校施設において、市の財政負担の軽減と平準化を図りつつ、施設の修繕の優先順位を定めるものです。ソフト指標やハード指標に加え市民意識調査の結果も考慮に入れ、総合的に優先順位が決定されています。

計画期間は、直近では令和3年度から令和7年度までの5年間で、次期の計画期間は令和8年度から令和12年度までとなります。

この施設整備計画は、3つの基本目標をハード面で支えるものであり、基本目標を横に貫くものです。

⑧ 世代ごとの学びのあり方

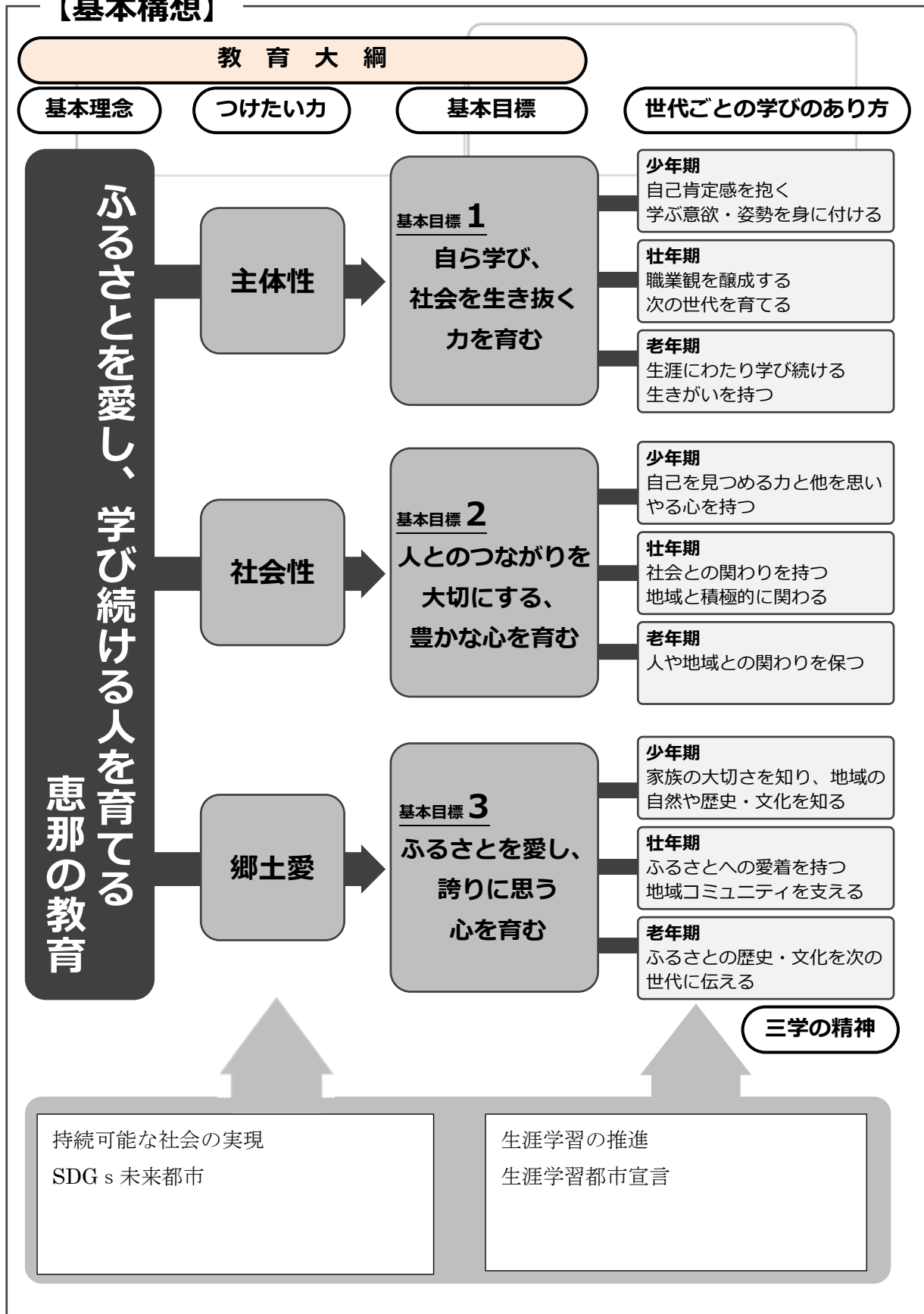
人生には、節目ごとに直面する課題を解決するために必要な学びがあります。豊かな地域社会を創造していくためには、一人ひとりが学びを通じて課題を乗り越え、生涯にわたり学び続け、社会とかかわり続けることが重要です。こうした生涯学習の推進の考えのもと、人生を「少年期」「壮年期」「老年期」と大別し、その世代ごとの学びのあり方を以下に示します。

区分	主体性（ひとづくり） 自ら学び、 社会を生き抜く力を育む	社会性（まちづくり） 人とのつながりを大切にする、 豊かな心を育む	郷土愛（特色づくり） ふるさとを愛し、 誇りに思う心を育む
少年期	自己肯定感を抱く 学ぶ意欲・姿勢を身に付ける	自己を見つめる力と他を思いやる心を持つ	家族の大切さを知り、地域の自然や歴史・文化を知る
壮年期	職業観を醸成する 次の世代を育てる	社会との関わりを持つ 地域と積極的に関わる	ふるさとへの愛着を持つ 地域コミュニティを支える
老年期	生涯にわたり学び続ける 生きがいを持つ	人や地域との関わりを保つ	ふるさとの歴史・文化を次の世代に伝える

「ひとづくり」、「まちづくり」、「特色づくり」の3つを柱とする横軸と、「少年期」、「壮年期」、「老年期」を柱とする時間の縦軸とで示される立体的な手厚い計画です。

4. 計画の体系

【基本構想】



【基本計画】

基本目標	施策
基本目標 1 自ら学び、 社会を生き抜く 力を育む	1-1 こども園における教育・保育の充実 1-2 確かな学力の育成 1-3 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実 1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実 1-5 教員の指導力の向上 1-6 読書活動の推進 1-7 様々な学びの場の充実 1-8 青少年の健全育成の支援 1-9 健やかな身体づくりの推進 1-10 競技力の向上
基本目標 2 人とのつながりを 大切にする、 豊かな心を育む	2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実 2-2 豊かな心と社会性の育成 2-3 家庭教育の支援 2-4 人権教育の推進 2-5 文化・芸術活動の活性化
基本目標 3 ふるさとを愛し、 誇りに思う 心を育む	3-1 「志」教育の推進 3-2 「郷土に学ぶ」活動の充実 3-3 地域づくりの推進 3-4 伝統的な文化・芸術の伝承
基本理念の 実現に向けて	ICTを活用した学びの推進 教育環境の整備・人材の確保

具体的な施策・関連施策・担当部署

基本 目標	施 策	関連計画	関係部署
1	1-1 こども園における教育・保育の充実	恵那市の教育	幼児教育課
1	1-2 確かな学力の育成	恵那市の教育	学校教育課
1	1-3 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援 の充実	恵那市の教育	幼児教育課 学校教育課
1	1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実	恵那市の教育 スポーツ推進計画	学校教育課 スポーツ課 学校給食センター
1	1-5 教員の指導力の向上	恵那市の教育	学校教育課
1	1-6 読書活動の推進	恵那市の教育 三学のまち推進計画 子どもの読書活動推 進計画	学校教育課 中央図書館
1	1-7 様々な学びの場の充実	三学のまち推進計画	社会教育課 文化センター 教育総務課
1	1-8 青少年の健全育成の支援	三学のまち推進計画	社会教育課
1	1-9 健やかな身体づくりの推進	スポーツ推進計画	スポーツ課 社会教育課
1	1-10 競技力の向上	スポーツ推進計画	スポーツ課
2	2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実	こども計画 恵那市の教育	幼児教育課
2	2-2 豊かな心と社会性の育成	恵那市の教育 三学のまち推進計画	学校教育課 社会教育課
2	2-3 家庭教育の支援	三学のまち推進計画	社会教育課
2	2-4 人権教育の推進	三学のまち推進計画	社会教育課
2	2-5 文化・芸術活動の活性化	三学のまち推進計画	社会教育課 文化課
3	3-1「志」教育の推進	恵那市の教育	学校教育課
3	3-2「郷土に学ぶ」活動の充実	三学のまち推進計画	社会教育課 文化課
3	3-3 地域づくりの推進	三学のまち推進計画	社会教育課
3	3-4 伝統的な文化・芸術の伝承	三学のまち推進計画	文化課
	I C Tを活用した学びの推進	恵那市の教育	学校教育課
	教育環境の整備・人材の確保	学校施設個別施設計 画	教育総務課 幼児教育課



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

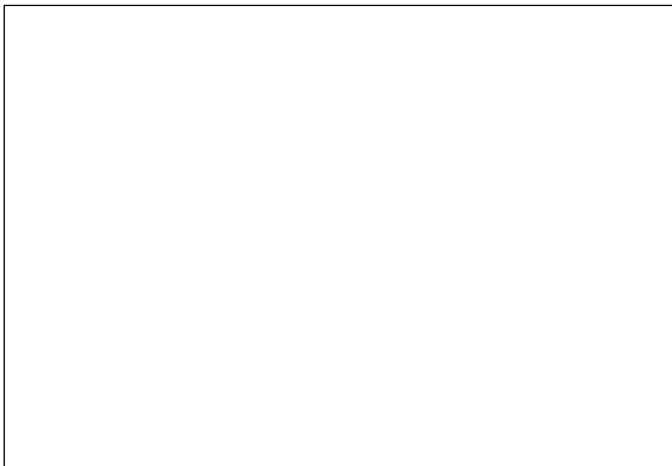
第3章 基本計画

基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む

基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む

基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

基本理念の実現に向けて



基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む

施策 1-1 こども園における教育・保育の充実

幼児教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育みます。
- 保育教諭の指導力向上のため、経験や分掌に応じた専門性の高い保育教諭研修を実施します。
- 小学校や家庭との連携を図り、子どもの発達と学びの連続性を確保します。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

施策 1-2 確かな学力の育成

学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 主体的に学ぶ児童生徒を育成するための授業改善を進めます。
- 探究的な学習活動に取り組み情報活用能力を育成します。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

施策 1-3 特別な支援を必要とする

幼児児童生徒への支援の充実

幼児教育課・学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 「教育・発達支援センター」を核とした教育相談・発達相談体制を充実させます。
- 園・小中学校および保護者、関係諸機関の連携による、途切れのない支援体制を推進します。

【主な取組例】

.

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

施策 1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実

学校教育課・スポーツ課・給食センター

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 授業や体育的活動、市地域クラブ等を通じて「運動好きな子ども」「日常から運動を楽しむ子ども」を増やし、生涯にわたって運動やスポーツを継続する児童生徒を育てます。
- 健康と自立を目指した食育の推進を図ります。
- さまざまな危険を想定した「命を守る訓練」をはじめ、命の大切さを学ぶ機会を充実させ、より安全な行動を意思決定・行動選択できる児童生徒を育てます。
- 安全安心な給食の提供を通じて、健康な体づくりに寄与します。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

施策 1-5 教員の指導力の向上

学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 教職員のニーズに応じた研修・喫緊の課題に関する研修を行います。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那の教育（方針と重点）

施策 1-6 読書活動の推進

中央図書館・学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 読書を通じて生涯に渡って楽しく学ぶことができる「読書のまち」づくりを推進します。
- 子どもたちの読書習慣の形成に向けて、乳幼児期から読書に親しむことができる環境づくりを進めます。
- 中央図書館、岩村分館が中心となって地域コミュニティセンター及び小中学校と連携しながら読書環境の充実を図ります。

【主な取組例】

【関連する計画】

恵那市の教育（方針と重点） 三学のまち推進計画 こどもの読書推進計画

施策 1-7 様々な学びの場の充実

社会教育課・文化センター・教育総務課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 市民一人一人の学ぶ意欲を高めるために、自ら求めて主体的な学びができる学習機会の充実を図ります。
- 大学の持つ専門的知識・人材資源等を活用した学びの場を提供します。
- 地域の新たな学びの場として、児童生徒が自主的に学習できる環境、地域と連携した多様な学びができる環境を整備します。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

施策 1-8 青少年の健全育成の支援

社会教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 青少年育成市民会議、町民会議の活動の充実を図ります。
- 青少年育成に貢献する地域の指導者を支援します。
- 単位子ども会の交流を深めるため実施する恵那市子ども会連絡協議会の活動を支援します。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

施策 1-9 健やかな身体づくりの推進

スポーツ課・社会教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 未就学児期から親子でできる運動体験の機会と情報を提供します。
- 市地域クラブ等を通じて小中学生が「やりたい」スポーツ、文化・芸術活動にすすんで参加できる環境を整備します。

【主な取組例】

【関連する計画】 スポーツ推進計画

施策 1-10 競技力の向上

スポーツ課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- トップアスリートや大学等が持つスポーツ資源を生かして、中学生高校生のジュニア世代の競技力向上を図ります。
- 世界又は全国規模で活躍する市にゆかりのあるアスリートを応援します。

【主な取組例】

【関連する計画】 スポーツ推進計画

基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む

施策 2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実

幼児教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- こども園の安心・安全な環境整備と保育の質を充実させることで、子どもの発達と保護者の生活を支える支援の充実を図ります。

【主な取組例】

【関連する計画】 こども計画 恵那市の教育（方針と重点）

施策 2-2 豊かな心と社会性の育成

学校教育課・社会教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- いじめの未然防止や不登校対応の充実を図ります。
- コミュニケーション能力の向上を目指すとともに、他者を理解しようとする態度を醸成し、多様な人とつながる力の育成を目指します。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点） 三学のまち推進計画

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 子どもたちが、新たな時代を主体的に生き抜く能力・意欲・個性を育めるよう、家庭の教育力向上のための学習機会を提供します。
- 親同士の交流を深める機会を創出し、親の育ちを支援します。
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、さまざまな体験・学習活動や地域住民との交流活動を推進します。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 人権課題について、学校、家庭、地域と連携し、今日的な課題に対応した人権教育の充実に取り組みます。
- 恵那市人権施策推進指針に基づき、部落差別の解消について継続して学ぶ機会を設けます。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

施策 2-5 文化・芸術活動の活性化

社会教育課・文化課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 子どもたちが地域の伝統芸能や祭事を体験し、その素晴らしさや大切さに気付き、伝承しようとする態度を育てます。
- 質の高い文化・芸術に触れる多様な機会を提供します。
- 文化・芸術を通じて個人の素養を高め、共感した仲間と活動ができる場を創出します。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

施策 3-1 「志」教育の推進

学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- ふるさとや先人について学ぶ場を創出し、一人一人が自分の生活を見つめる機会を提供します。
- キャリア教育の中で「生き方学習」を推進します。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

施策 3-2 「郷土に学ぶ」活動の充実

社会教育課・文化課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 先人顕彰施設を拠点として、郷土の歴史や先人の生き方・業績を学び、理解を深めることで郷土を愛する気持ちを育みます。
- 新歴史資料館を整備することにより、地域をつなぎ、多様な歴史と文化を未来に活かします。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

施策 3-3 地域づくりの推進

社会教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 地域の課題解決につながる学習の機会を支援し、各種団体の活動促進に繋がります。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- 市民の文化・芸術活動や先人たちの生活によって培われ、残されてきた有形無形の歴史文化遺産を次世代へつなぎ、伝えていきます。
- 行政と学校と地域が連携し、子どもたちが歴史・文化を学ぶ機会を提供するとともに、後継者育成の取り組みを推進します。

【主な取組例】

【関連する計画】 三学のまち推進計画

基本理念の実現に向けて

ここでは、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標に横断的に関わる施策を整理します。

ICT を活用した学びの推進

学校教育課

【施策のワンポイント説明 基本目標との関連】

【取り組みの方向性】

- ICT を積極的に活用し、主体的に学ぶ力や新たな価値への創造へ挑戦する力を育みます。

【主な取組例】

【関連する計画】 恵那市の教育（方針と重点）

教育は社会の未来を築く基盤であり、その質の向上のためには教育環境の整備と優秀な人材の確保が重要です。教育環境の整備においては、老朽化した校舎の整備、安全で快適な学習環境の整備、ICT 機器を活用したデジタル学習環境の充実などが必要です。

一方で、教育の質を支えるのは教員ですが、近年の教員不足は深刻化しており、将来を見据えた持続的な取り組みとして、教員確保に力を入れていく必要があります。加えて、持続可能で活力ある社会を築く上では、将来の社会を担う人材育成も必要です。

【取り組みの方向性】

- 子どもたちが快適に学習でき、学校生活をよりよく送ることができるように教育環境の整備を進めます。
- 将来の社会を担う人材育成および教員・保育教諭の人材確保のため、進学を希望する学習意欲のある学生を支援します。
- こども園での有給インターンシップを推進します。

【主な取組例】

- ・ 老朽化した学校施設の整備
- ・ 小中学校全教室へのエアコン設置および照明のLED化
- ・ 奨学金貸付制度による高等教育修学希望者への支援
- ・ 教員修学資金貸付制度による市内教員志望者への支援
- ・ 保育教諭就学資金貸付制度による市内保育教諭志望者への支援

【関連する計画】 恵那市学校施設個別施設計画



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第4章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理と見直し

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、こども園、学校、地域、教育関係団体、市民、市などが、それぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、基本的理念の実現に向けて取り組みます。

また、教育に係る施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を深め、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2. 計画の進行管理と見直し

本計画における各施策の進捗状況については、毎年度、点検・進捗管理・評価を行います。

定期的に現状や進行状況を把握するとともに、各種協議の場において報告し、計画推進における問題点、課題の抽出と対応策等についての意見を聴取して、次年度以降の施策の改善等に生かすよう努めます。

また、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行うなど、迅速に対応するものとします。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

資料編

1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会

1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会

(1) 設置要綱

恵那市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、必要な事項について審議を行うため、恵那市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 基本計画案の作成に関すること。
- (2) その他、教育委員会が目的達成のために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) こども園関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 園・学校保護者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 関係諸団体の代表者
- (7) 市長部局関係の代表者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。ただし、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の下に恵那市教育振興基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、委員長の指示により基本計画の原案作成に必要な具体的施策の研究等を行う。
- 3 作業部会は、委員長が指名する教育委員会等の職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、その状況を委員会に報告するものとする。
- 6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は教育委員会教育総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

(2) 令和8年度恵那市教育振興基本計画策定委員名簿

(敬称略)

	区分等	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	東海学園大学	瀬瀬 康雄	
2	園関係者	こども園園長会	鈴木 圭子	
3	小中学校関係者	小中学校校長会	西尾 朋子	副委員長
4	社会教育関係者	社会教育委員会	相原 正文	委員長
5	社会教育関係者	青少年育成市民会議	安田 和枝	
6	文化関係者	(公財) 恵那市文化振興会	西部 良治	
7	文化関係者	文化財保護審議会	森川 彰夫	
8	スポーツ関係者	スポーツ推進審議会	三宅 祥市	
9	スポーツ関係者	(公財) 恵那市スポーツ連盟	熊谷 春彦	
10	市長部局	まちづくり企画部長	鷹見 健司	

2. 計画策定の経緯

開催日	会議名	内容
令和7年4月23日	第1回策定委員会	・第2次恵那市教育振興基本計画の策定について
令和7年5月16日	第1回作業部会	・第2次恵那市教育振興基本計画の策定について
令和7年6月16日	第2回作業部会	・第2次恵那市教育振興基本計画の策定について
令和7年7月29日	第2回策定委員会	・第2次恵那市教育振興基本計画の策定について

※ 教育大綱・・・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成27年4月1日）により、地方公共団体において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。

※ 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が 大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。（平成27年7月17日 文部科学省通知）

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン
【恵那市教育大綱】【恵那市教育振興基本計画】

発 行：恵那市教育委員会

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

TEL：0573-26-2111（代表）

発行年月：令和 8 年 3 月



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

【恵那市教育大綱】【恵那市教育振興基本計画】